

奈良県主要農作物奨励品種等決定要領

(趣旨)

- 1 主要農作物の品質改善と生産の増強を図るため、県においては広く普及すべき優良品種を決定しこれを主要農作物奨励品種（以下「奨励品種」という。）とする。

(定義)

- 2 この要領でいう「主要農作物」とは稲、麦、大豆をいう。「奨励品種」とは県下に広くすすめるべき優良品種をいい「準奨励品種」とは特定の地域または特定の栽培目的についてすすめるべき品種であって特に重要と認められるものをいう。

(奨励品種決定のための調査及び検討)

- 3 主要農作物奨励品種の決定に資するため県農業研究開発センターにおいて奨励有望品種に付き、その特性、生産力及びその品種の適応する地域を明らかにするため、毎年度奨励品種決定調査を行うとともに、奨励品種決定調査に基づき県技術関係職員及び関係者で構成する主要農作物奨励品種検討会を必要に応じて開催し奨励品種の採用及び廃止について検討する。

(主要農作物奨励品種審査会（以下「審査会」という。）の開催)

- 4 3の検討を受けて、県は審査会を開催する。

(奨励品種の決定)

- 5 審査会の決定に基づき知事が定める。

(審査会の構成員)

- 6 審査会は次に掲げるもののうちから構成し、構成員は別表のとおりとする。
 - (1) 農業関係団体の役職員
 - (2) 主要農作物の実需者代表
 - (3) 学識経験者
 - (4) 国の出先機関の職員
 - (5) 奈良県食と農の振興部関係職員
 - (6) その他

(審査会の審査事項)

- 7 審査会は次に掲げる事項を審査決定する。
 - (1) 主要農作物奨励品種の選定並びに廃止に関すること。
 - (2) その他必要と認める事項

(会議の招集)

- 8 審査会は県食と農の振興部農業水産振興課長が招集する。

附則

- (1) この要領は昭和56年12月1日から適用する。
- (2) 平成20年3月19日一部改正。
- (3) 平成26年4月 1日一部改正。
- (4) 令和 2年4月 1日一部改正。